

技術報告

内水面漁業協同組合における 2010と2017年度の総収入額の 顕著な増減要因の解明

松田圭史*・中村智幸*・関根信太郎*・増田賢嗣*

Elucidating the cause for large differences in total income from inland water fishery cooperatives between the fiscal year 2010 and fiscal year 2017.

Keishi MATSUDA, Tomoyuki NAKAMURA, Shintaro SEKINE and Yoshitsugu MASUDA

We extracted the income of inland water fishery cooperatives, which exhibited large increases (2017 Increase cooperative) and large decreases (2017 Decrease cooperative) between the fiscal year 2010 and fiscal year 2017, nationwide. We analysed factors that caused an increase or decrease in the amount of income by focusing on recreational fishing fees, and compensation and dues. The median ratio (FY2017/FY2010) in compensation for 2017 Increase Cooperative was increasing (375%), compared with recreational fishing fee (67%) and dues (82%). The median ratio (FY2017/FY2010) in compensation for 2017 Decrease Cooperative, was decreasing (32%), compared with recreational fishing fee (67%) and dues (75%). Compensation would be main factor that caused an increase or decrease in the amount of income, because of the median of ratio (compensation/total income) in the fiscal year with having larger income was 53%.

キーワード：内水面, 漁業協同組合, 遊漁料, 補償金, 賦課金
2022年4月5日受付 2022年10月5日受理

日本の多くの河川湖沼の第五種共同漁業権の漁場では、その漁場の漁業権者である内水面の漁業協同組合（以降、組合と記す）が水産資源の増殖や管理と漁場の管理を行っているため、水産資源の維持増大や管理、漁場管理において組合は大きな役割と権限を担っている（金田2010）。内水面漁業には本来の機能である食料や資源の供給以外にも多面的な機能があり、自然環境を保全する役割、地域社会を形成し維持する役割、国民の生命財産を保全する役割、居住や交流などの場を提供する役割等といった機能が含まれる（玉置2009）。これらの機能の維持のために組合の存続は不可

欠である。しかし、2010年度から2017年度にかけて全国の組合において、組合を構成する組合員数の規模と経済規模（総収入と総支出額）が縮小し、組合の当期剰余金額が減少していることから、全国的に組合の経営状態が悪化していることが懸念される（松田ら2021）。年によって組合の総収入額（以降、収入額と略す）は増減するが、全国的に組合の収入額をみた時に、増減の顕著な組合において、その要因が明らかにされてこなかった。特に収入額の顕著な減少は、原因によっては組合の存続に関わるため、一時的な原因であるか継続的な原因であるか明らかにし、組合の経営改善に資する必要が

* 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 日光庁舎
〒321-1661 栃木県日光市中宮祠 2482-3
Nikko Field Station, Fisheries Technology Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency, National Research and Development Agency,
2482-3 Chugushi, Nikko, Tochigi 321-1661, Japan
Email : matsuda_keishi99@fra.go.jp

ある。中村(2019)は組合の主な事業内容によって組合を類型化しており、組合の収入額の中で最も比率が高い内訳は、遊漁料である組合が全体の38%と最も多く、次いで補償金等(協力金、補助金、寄付金、協賛金も含む)である組合が全体の28%、賦課金と漁業権行使料である組合が全体の20%と報告している。そのため遊漁料、補償金等、賦課金と漁業権行使料は全組合の86%の組合で主要な収入源となっている。そこで、本研究では全国的に2010事業年度と2017事業年度の組合の収入額を調べ、増減の顕著な組合を抽出し、これら組合の遊漁料、補償金等、賦課金の受入額、および組合員数に着目して収入額増減の要因を解析した。

材料と方法

全国の組合の2010と2017事業年度の業務報告書の収集を全国内水面漁業協同組合連合会(以降、全内と記す)に依頼した。2010年度は弊所として独自に組合の研究に初めて取り組んだ年であり、2017年度は水産庁補助事業である「やるぞ内水面漁業活性化事業」を全内から弊所が受託した年にあたる。全内は会員である都道府県の内水面漁業協同組合連合会に依頼し、各内水面漁業協同組合連合会がその会員の組合の業務報告書を収集した。2010年度の全国の組合数は831であり(農林水産省2019)、そのうち405組合の2010事業年度の業務報告書が収集された(収集率49%)。2017年度の全国の組合数は813であり(農林水産省2019)、そのうち572組合の2017事業年度の業務報告書が収集された(収集率70%)。両年度の業務報告書を収集できた240の組合について、2017年度収入額/2010年度収入額の比率が大きい組合と小さい組合を上位から5%(12組合)ずつ抽出し、

2010年度と2017年度の両年度間で著しく収入額が増加した要因、または減少した要因について、これら24組合の遊漁料、補償金等、賦課金に着目して解析した。あわせて、これらの組合について組合員数の増減を調べた。2010年度と2017年度の両年度間で著しく収入額が増減した組合と比較するため、2017年度収入額/2010年度収入額の比率の変化が小さい(99~101%)12組合も抽出し、遊漁料、補償金等、賦課金、組合員数の増減について解析を行った。

結果と考察

240の組合の収入額の両年度間の比率(2017年度/2010年度)のヒストグラムを図1に示す。2017年度収入額が2010年度収入額の90~100%(この場合、90%以上100%未満であるが、便宜的に「90~100%」と記す。)に減少した組合が最も多く、全体の17%(41組合)を占めていた。2010年度より2017年度において収入額が増加した上位5%の12組合(以後、2017年度増の12組合と略す)の収入額の両年度間の比率(2017年度/2010年度)の中央値(最小値~最大値)は239%(189~744%)であった。2010年度より2017年度において収入額が減少した上位5%の12組合(以後、2017年度減の12組合と略す)の収入額の両年度間の比率(2017年度/2010年度)の中央値(最小値~最大値)は42%(25~53%)であった。

2017年度増の12組合は、宮城県に1組合、群馬県に1組合、新潟県に4組合、石川県に1組合、岡山県に1組合、広島県に3組合、福岡県に1組合であり、7つの県に分布していた。2017年度減の12組合は、青森県に1組合、埼玉県に1組合、長野県に2組合、愛知県に1組合、京都府に3組合、鳥取県

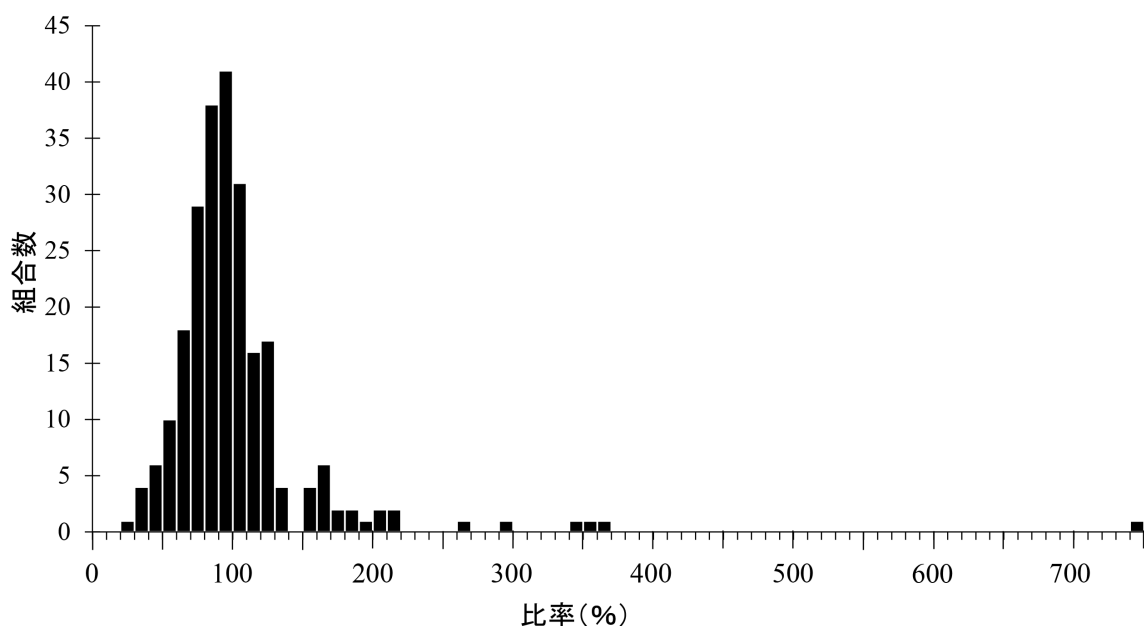


図1. 2010年度と2017年度の組合の収入額の比率(2017年度収入額/2010年度収入額)の分布

に1組合、岡山県に1組合、広島県に1組合、鹿児島県に1組合であり、9つの府県に分布していた。

2017年度増の12組合の遊漁料、補償金等、賦課金、組合員数の両年度間の比率（2017年度/2010年度）の中央値（最小値～最大値）はそれぞれ67%（26～102%）、375%（195～11,165%）、82%（52～167%）、および86%（62～104%）であった（図2a）。2017年度減の12組合の遊漁料、補償金等、賦課金、組合員数の両年度間の比率（2017年度/2010年度）の中央値（最小値～最大値）はそれぞれ67%（16～335%）、32%（1.9～44%）、75%（11～492%）、および68%（42～100%）であった（図2b）。2017年度収入額/2010年度収入額の比率の変化が小さい12組合の遊漁料、補償金等、賦課金、組合員数の両年度間の比率（2017年度/2010年度）の中央値（最小値～最大値）はそれぞれ85%

（11～157%）、116%（37～860%）、80%（66～105%）、および74%（66～102%）であった（図2c）。

2017年度増の12組合の2017年度の収入額に占める各比率の中央値（最小値～最大値）は遊漁料で6.2%（0.01～28%）、補償金等で53%（33～90%）、賦課金で1.3%（0～11%）であった（図3a）。2017年度増の12組合のすべてで2017年度の収入に、2010年度には無かった補償金等が存在するか、2010年度に存在した補償金等の額が増えていることがわかった。

2017年度減の12組合の2010年度の収入額に占める各比率の中央値（最小値～最大値）は遊漁料で9.4%（0～45%）、補償金等で53%（0～91%）、賦課金で10%（0～42%）であった（図3b）。2017年度減の12組合のうち67%にあたる8組合において、2010年度の収入に2017年度には無い補償金等が

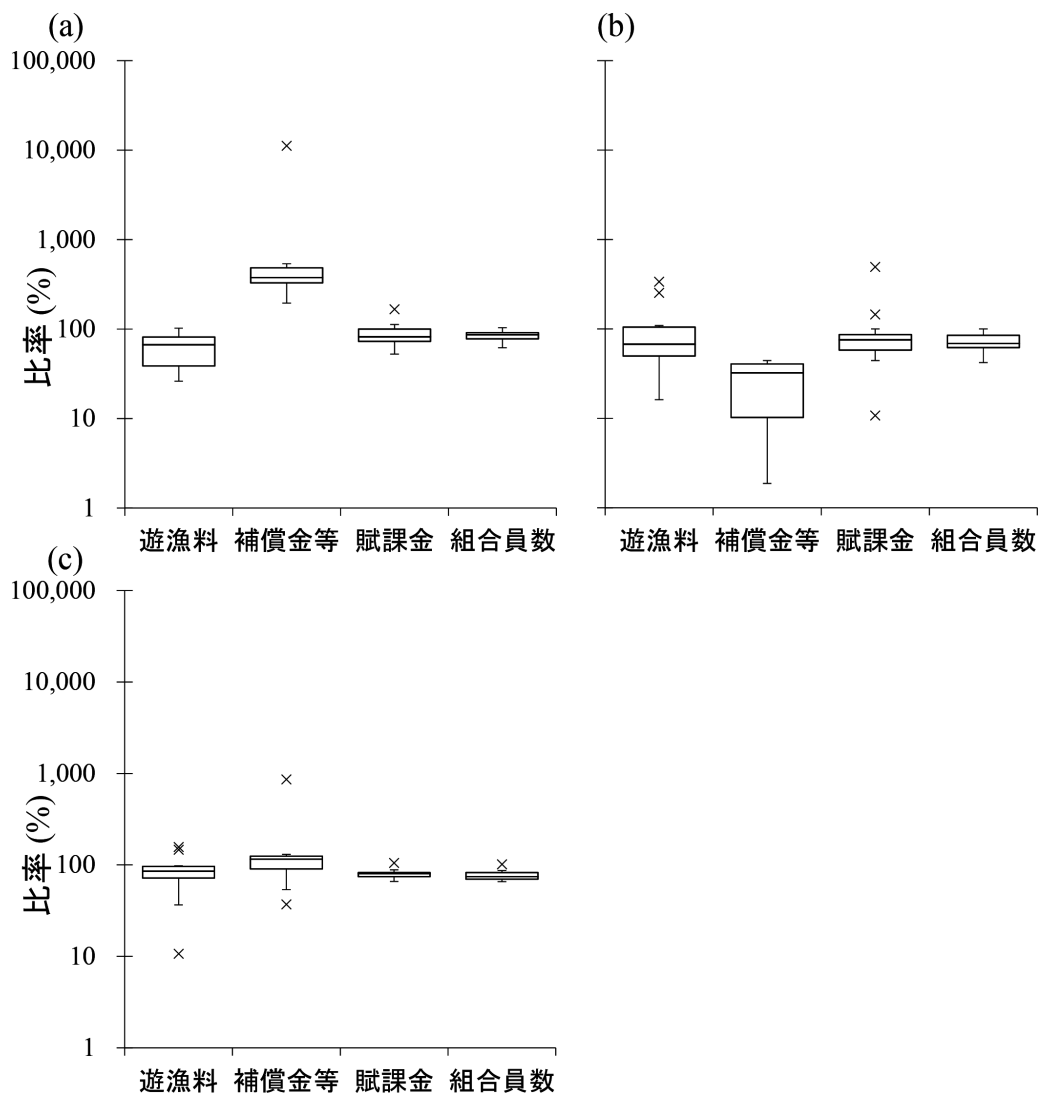


図2. 遊漁料、補償金等、賦課金、および組合員数の両年度間の比率（2017年度/2010年度）(a) 2010年度より2017年度において収入額が増加した上位5%の12組合、(b) 2010年度より2017年度において収入額が減少した上位5%の12組合、(c) 2017年度収入額/2010年度収入額の比率の変化が小さい12組合

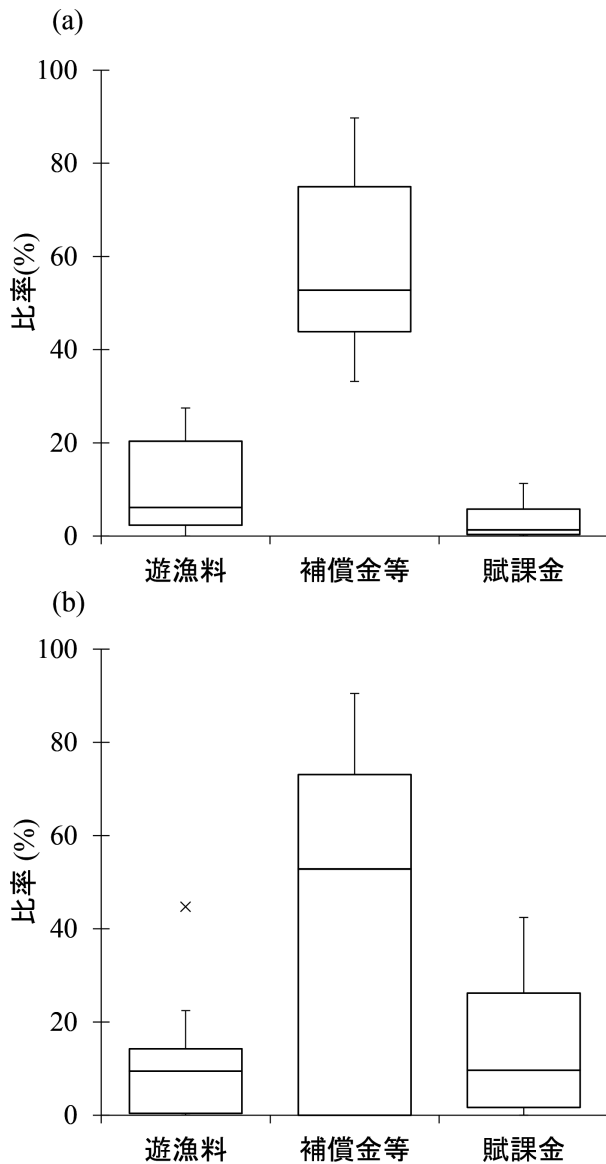


図3. (a) 2010年度より2017年度において収入額が増加した上位5%の12組合の遊漁料、補償金等、賦課金額が2017年度の収入額に占める各比率、(b) 2010年度より2017年度において収入額が減少した上位5%の12組合の遊漁料、補償金等、賦課金額が2010年度の収入額に占める各比

存在したか、2017年度より2010年度の補償金等の収入額が大きかったことがわかった。残りの33%にあたる4組合のうち、1組合においては、2010年度に有価証券売却益による収入(収入額の22%)があり、3組合においては、2010年度に補償金等の収入が存在しないか、収入額の1%未満であった。この3組合が2017年度減の12組合として抽出された原因は、2017年度の遊漁料と賦課金を含む指導事業収入が減になったためであり、抽出された順番は9～11番目であった。

2017年度増の12組合の補償金等の両年度間の比率の中央値は375%(最大11,165%)であり、遊漁料の67%(最大102%)、賦課金の82%(最大167%)と比較して突出して大きかった(図2a)。一方で2017年度減の12組合の補償金等の

両年度間の比率の中央値は32%(最大44%)であり、遊漁料の67%(最大335%)、賦課金の75%(最大492%)と比較して小さかった(図2b)。2017年度収入額/2010年度収入額の比率の変化が小さい12組合は、2017年度増の12組合や2017年度減の12組合と比較して、両年度間の比率(2017年度/2010年度)の中央値の違いから、遊漁料収入額の減少が緩やかであり、補償金等収入額の変化が小さく、賦課金収入額と組合員数の比率の中央値は両者の中間であるといえる。

2017年度増の12組合と2017年度減の12組合のどちらも、収入が多い方の年度の収入額に占める補償金等の比率の中央値は、53%(最大91%)と大きな比率を占めるのに対して、遊漁料はそれぞれ6.2%(最大28%)と9.4%(最大45%)、賦課金はそれぞれ1.3%(最大11%)と10%(最大42%)であり相対的に小さかった(図3)。そのため2017年度増の12組合の収入額の変化の原因も、2017年度減の12組合の収入額の変化の原因も、補償金等の額の変動が要因であると考えられる。2017年度減の12組合の場合は、補償金等の額の変動(8組合)に次いで、有価証券売却等による臨時的な事業外収入の有無(1組合)や、2017年度の遊漁料と賦課金を含む指導事業収入の減少(3組合)が要因であると考えられる。2017年度増の12組合では2017年度の補償金等増額が要因で抽出されたのに対して、2017年度減の12組合では2017年度の補償金等減額(8組合)以外にも、指導事業収入の減少(3組合)など組合の規模縮小による要因も含むため、組合員数比率の中央値はそれぞれ86%と68%となり、後者では組合の規模縮小を反映して、前者よりさらに減少幅が大きかった(図2)。

中村(2019)は組合の収入額の中で占める割合が最も高い内訳から、組合の類型化を行っており、これに従うと2017年度増の12組合は2010年度には外部資金型(補償金等)が2組合、遊漁料型が4組合、事業外型(株式の配当、預金の利息、建物や土地の賃貸収入、サケ増殖費等)が4組合、賦課金・行使料型が2組合に分類されるが、2017年度には10組合(83%)が外部資金型となっている。一方、2017年度減の12組合は2010年度には8組合(67%)が外部資金型に分類されるが、2017年度には外部資金型が4組合、遊漁料型が1組合、事業外型が1組合、賦課金・行使料型が5組合、指導事業のその他型が1組合となっている。これらの結果から、2017年度増の12組合と2017年度減の12組合の両者で組合の類型区分において、収入額に占める補償金等の割合の影響が大きいことが明らかとなった。2017年度収入額/2010年度収入額の比率の変化が小さい12組合は、2010年度には外部資金型が5組合(42%)、遊漁料型が4組合、賦課金・行使料型が3組合に分類されており、2017年度には同じ5組合が外部資金型に分類されており、別の類型になったのは1組合のみであった。このため、収入に占める補償金等や遊漁料、または賦課金・行使料の割合が大きく、毎年安定した収入額となる場合、組合の類型はほぼ一定であり、経営は安定しているといえる。

2017年度増の12組合と2017年度減の12組合の所在は、

それぞれ7つの県,9つの府県のように国内全体に分散しており,特定の地方や都道府県に特有の現象ではないと考えられる。本研究では2010と2017事業年度に着目して解析を行ったが,解析対象の事業年度が違えば抽出される収入額の増減が顕著な組合は,事業成績よりも補償金等の大小に左右されるため,今回抽出された組合とは異なる組合となる可能性がある。同様に賦課金や遊漁料,組合員数の年度による比率も抽出された組合次第で変化する可能性がある。本研究により内水面の組合の収入増の方策を示すことができればと考えたが,結果は大幅な収入増の要因は補償金等による収入であることがわかり,組合が補償金等の有無や増額を決めることはできないことから,大幅な収入増加を組合の努力で図ることは難しいといえる。

謝 辞

業務報告書を提供して頂いた全国の内水面漁業協同組合の皆様にお礼申し上げます。業務報告書を収集して頂いた都

道府県の内水面漁業協同組合連合会の皆様,全国内水面漁業協同組合連合会の皆様にお礼申し上げます。本研究は水産庁補助事業「やるぞ内水面漁業活性化事業」によって実施された。なお,本見解は農林水産省の見解ではない。

文 献

- 金田禎之(2010)第5編 内水面漁業制度.新編 漁業法のここが知りたい.成山堂書店,東京,pp.89-103.
- 中村智幸(2019)内水面漁協の経営改善に向けた組合の類型化の試み.漁業経済研究,62・63,75-87.
- 玉置泰司(2009)我が国の内水面漁業・漁村が有する多面的機能について.機関誌ぜんない,12,18-19.
- 農林水産省(2019)水産業協同組合年次報告. <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokyo/>, 2022年3月8日.
- 松田圭史・中村智幸・増田賢嗣・関根信太郎(2021)2010年度と2017年度の内水面漁協の正組合員数,収入額,支出額,当期剰余・損失金額の頻度分布.水産技術,14,15-19.